

令和元年度第1回南魚沼市総合教育会議

次期教育基本計画策定について

共に学び、共に創る「学びの郷南魚沼」

令和元年12月24日
南魚沼市教育委員会

策定に当たって

平成23年3月

「南魚沼市教育基本計画～笑顔あふれる教育プラン」を策定

・計画期間 平成23年度～32年度

しかし、予想以上の社会状況変化、法改正等があり、基本計画の見直しが必要と判断

平成28年3月

「南魚沼市**後期**教育基本計画～笑顔あふれる教育プランⅡ」を策定

・計画期間 平成28年度～32年度までの5年間

令和3年3月

「第2期市教育基本計画」を策定

・計画期間 令和3年度～12年度までの10年間

・中間で見直しの必要性の有無を検討

計画の構成(案)

基本構想:

南魚沼の教育の「理念とめざす方向」「その枠組み」を示す



基本計画

基本構想で示されたことを推進するために、どう取り組むかその方針と施策および展開する主要な事業の骨子を示す。計画期間の中間で見直す



実施計画

基本計画で示された施策や事業に基づき、各部署で具体的な事業をどう実施するかを定め、予算編成の指針とする

計画の柱建て(案)

南魚沼市第2期教育基本計画 共に学び、共に創る「学びの郷南魚沼」

第1章 計画の基本的事項

計画の位置づけ、期間、計画策定の手順、計画策定の背景

第2章 基本構想

1、2030学びの郷南魚沼のゴール(目標点)

2、めざす教育

(1)育みたい人間力や市民力

(2)取り組みの力点

(3)実現に向けた手立て

(4)教育基盤整備

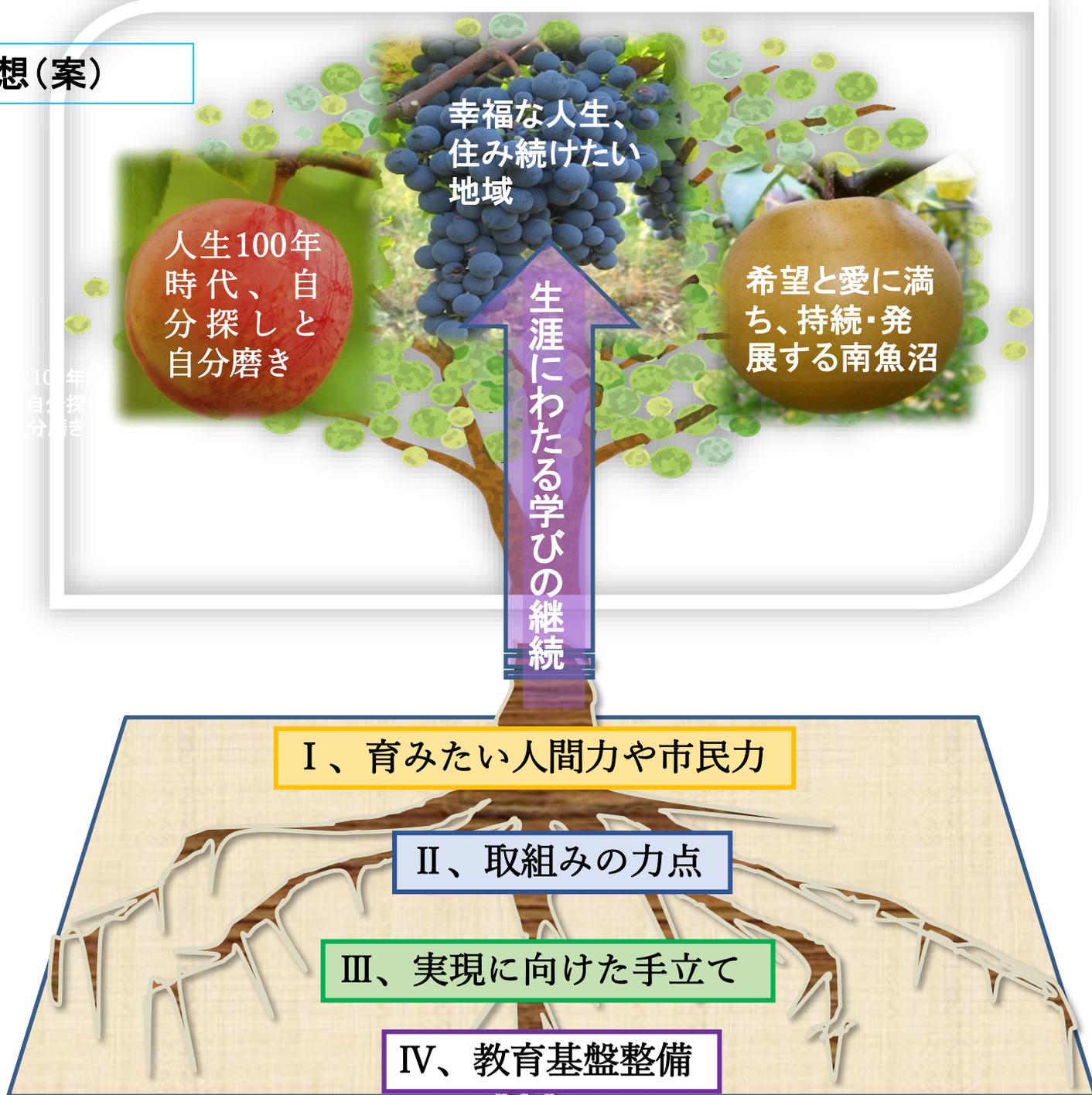
第3章 基本計画

第4章 実施計画

第5章 計画の推進に当たって

資料

基本構想(案)



I、育みたい人間力や市民力（案）

I-1 生き抜く力

I-2 よりよく生きる力

I-3 社会とかかわる力

I-4 学ぶ力・学びを続ける力

I-5 感謝と思いやりの心

I-6 働くことへの理解と知識や技術

I-7 健康で潤いのある生活を心豊かに営む力

I-8 自然や文化を守り尊重する態度

I-9 市民として協力・協働し、責任ある行動をする力

I-10 ふるさとを愛し、世界に発信する力

I-11 未来を拓き・創る気概と行動力

II、取り組みのの力点

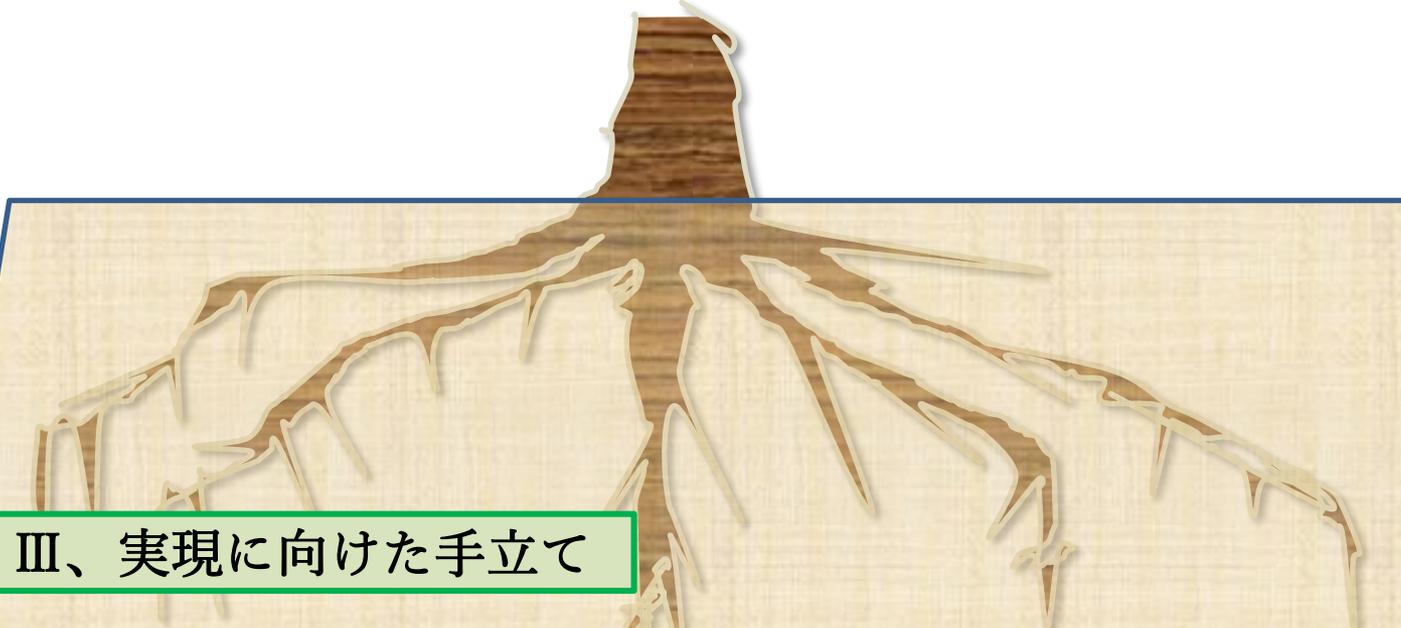
II-1 学ぶ力、学びを続ける力の育成

II-2 バランスある知・徳・体の教育

II-3 地域の伝統文化や技術の継承

II-4 ボランティア・地域貢献活動の奨励

II-5 地域の特性を活かした教育



Ⅲ、実現に向けた手立て

Ⅲ-1 市民総がかりの教育

Ⅲ-2 ライフステージと
教育推進主体が織
りなす学びのプロ
グラム

Ⅲ-3 世代を超え、学
び合い響き合い循環
する教育

Ⅳ、教育基盤整備

Ⅳ-1 家庭・地域・
学校の教育力醸成と
ネットワーク構築

Ⅳ-2 長期展望に
立った教育行政

Ⅳ-3 学びの継続を
可能とする柔軟な教
育・学習環境

2030学びの郷南魚沼のゴール（目標点）（案）

良質な水や空気と同様に学ぶ環境が整い、学びの空気感が溢れるまちに住み続けたいとの願いは、程度の差はあれ、人が自然に持ち合わせる欲求です。本市が進める教育の根底には個人と社会のウェルビーイング（良好な状態）を目指す「共生社会の実現」への強い思いがあります。個人は自分探しと自分磨きに努め、社会は希望と愛にあふれる地域づくりを目指します。その原動力は、生涯にわたる学びの継続です。学びは、人生のある時期に行えばそれで用が済むわけではありません。目まぐるしく変化する現代社会において、この先どうなるかを予測することはますます難しくなってきました。しかし、どのような状況や場面に遭遇しても、学びを続けたヒトと社会は、その状況での最適解を必ずや導き出すはずで、学びを通じて『人を愛し、郷土を愛し、他者ととともに力を合わせて生き続ける平和で豊かでやさしい郷』になりますように願いを込めて、西暦2030年を一里塚として「学びの郷南魚沼」構想はスタートします。

本構想のキャッチフレーズは、「共に学び」「共に創る」です。何を学び、何を創るかを含め、市民が共同・連携して、市民総がかりで「学びの郷」づくりとその推進に関わっていただくことを期待しています。

計画内容の例 2

基本的視点

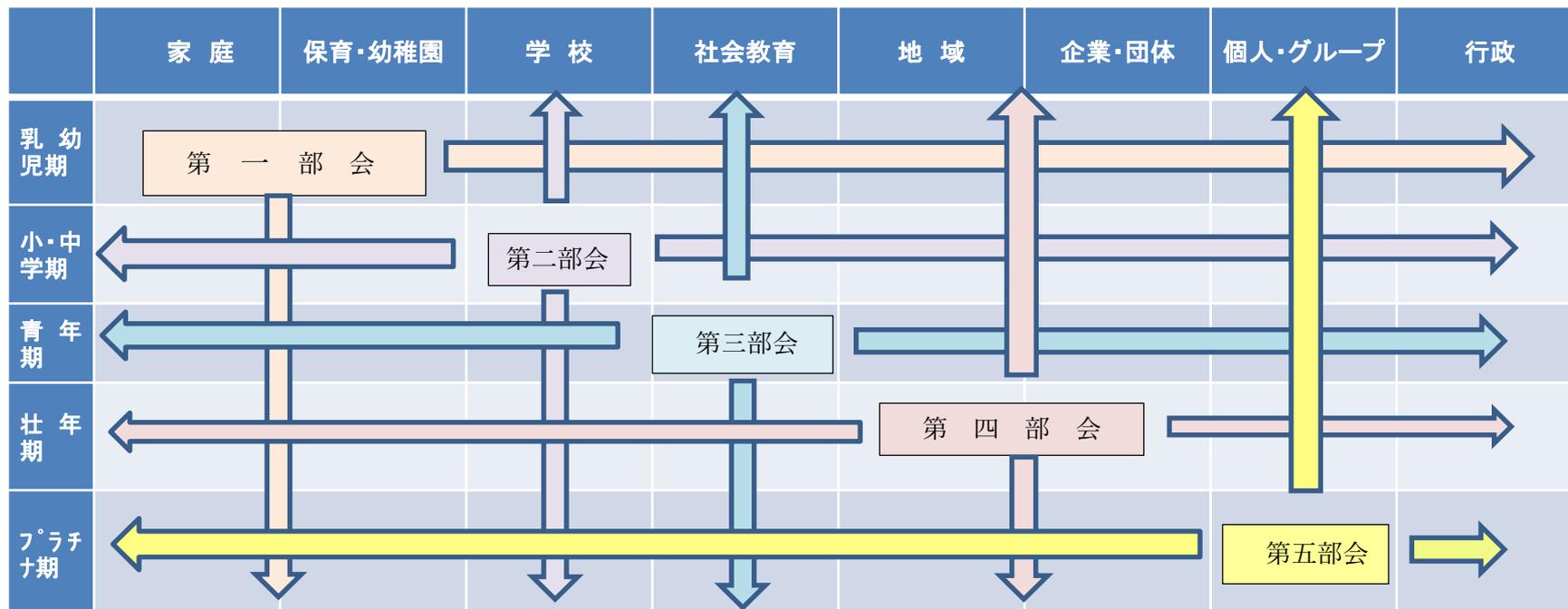
- 不易と流行を踏まえた教育
- 世代を超え、循環する教育
- 協働・連携による市民総がかりの教育を実践し、穏やかで、安定した、希望溢れる地域づくりをめざす
- 乳児期から始まる人生100年時代を見据えた教育

基本計画(案)

：「めざす教育」を具現・推進するための基本となる5年間の計画

- (1) 乳幼児期 ・主に家庭・保育園・幼稚園 での学びの重点プログラム
- (2) 小中学校期 ・主に学校 での学びの重点プログラム
- (3) 青年期 ・主に社会教育 での学びの重点プログラム
- (4) 壮年期 ・主に 地域・企業・団体での学びの重点プログラム
- (5) プラチナ期 ・主に 個人・グループでの学びの重点プログラム
- (6) 行政の教育基盤整備のための重点施策

○各部会が基本計画を検討する際を中心となる立ち位置



○基本計画を検討する部会構成 主なミッション: 基本計画を策定するための基礎資料となる「学びのプログラム」を提案すること。

第一部会 (乳幼児期 & 主に家庭・保育園・幼稚園)

第二部会 (小中学校期 & 主に学校)

第三部会 (青年期 & 主に社会教育)

第四部会 (壮年期 & 主に 地域・企業・団体)

第五部会 (プラチナ期 & 個人・グループ)

実施計画(案)

- ：基本構想と基本計画を踏まえ、それを基に、具体的な事業実施計画となるよう学校、公民館、図書館などと 教育委員会事務局の各部署が協議して策定。

各学校のグランドデザイン

教育委員会の推進事業計画

社会教育計画

スポーツ推進計画など

：

：